# 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

従業員(納税義務者)が…

退職・休職・転職した場合



様式(14ページ) 記入例(8ページ~10ページ)

新たに入社した場合



様式(16ページ) 記入例(11ページ)

こんな時は、届出書の提出が必要です。



≪目次≫

市民	R税・県民税・森林環境税の特別徴収とは・・・・・・・・・・・・	1
1	特別徴収事務の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	決定通知書の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	納入。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。	4
4	従業員が退職、休職などにより天引きができなくなる場合・・・・・	4
5	転勤(転職)があった場合・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	新規採用等により天引きする従業員を追加する場合・・・・・・・・	5
7	異動や税額の変更の通知が届いた場合・・・・・・・・・・・・	5
指定	三通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
退職	は、休職等により普通徴収(個人払い)に切り替える場合の記載例・・・	8
退職	は、休職等により一括徴収(まとめて天引き)する場合の記載例・・・・	9
転勤	か、転職先で給与天引きを継続する場合の記載例・・・・・・・・・	10
新規	見採用等により天引きする従業員を追加する場合の記載例・・・・・・	11
事業	等所の所在地や名称の変更等があった場合の記載例・・・・・・・・・	12

このしおりに綴られている各種届出書は、 館山市ホームページにも掲載しています。 インターネット検索サイトで下記のキーワードを 入力して、検索してください。

館山市 特別徴収 様式



千葉県館山市 (市町村コード: 122050)

総務部税務課市民税係

〒294-8601 千葉県館山市北条1145番地の1

TEL 0470-22-3262(直通)

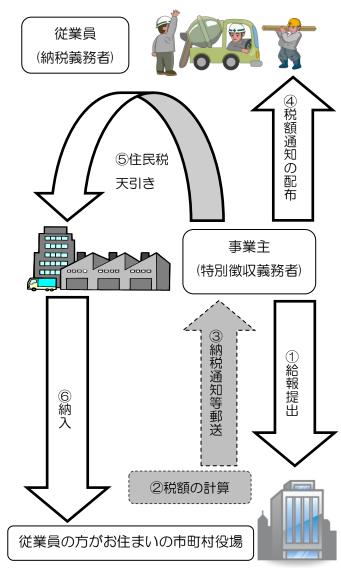
FAX 0470-23-3115 (代表)

# 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

市民税・県民税(個人住民税)・森林環境税の特別徴収とは、地方税法第321条の3、同条の4及び館山市市税条例第45条の規定により、市民税・県民税(個人住民税)・森林環境税を事業主が、従業員の給与から天引きし、納入する制度です。

#### 特別徴収事務の流れ

太線の矢印は事業主の方に行っていただくものです。



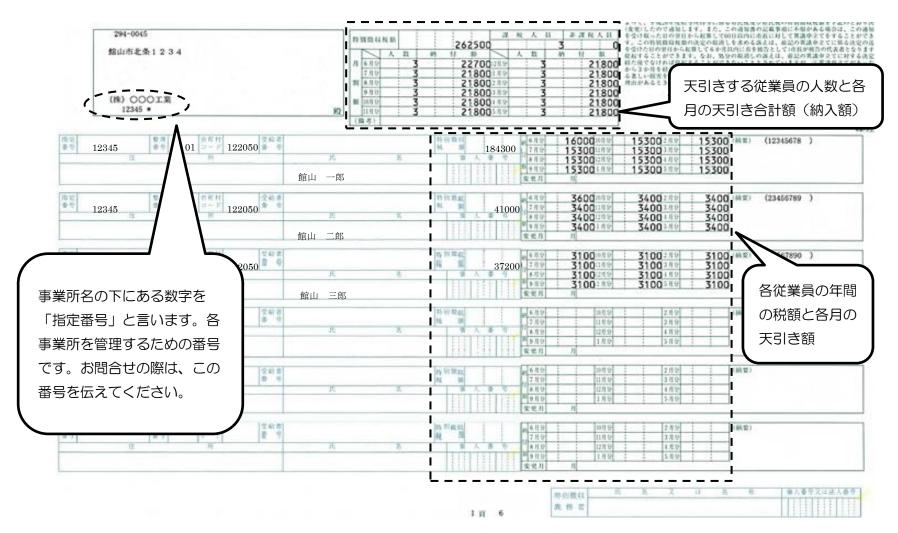
流れ	事務の内容	時期
1	給与支払報告書(給報)の提出 事業主の方は、従業員の方が1月1日現在のお住まいの市町村へ給与支払報告書を提出してください。	1月31日 まで
2	市町村で翌年度の個人住民税額を計算 各市町村で、事業主から提出された給与支払報告書 や従業員の方からの確定申告書・住民税申告書など を基に、翌年度の住民税を計算します。	3月~4月
3	納税通知・納入書を事業主へ郵送 各市町村から、従業員全員の毎月の納入合計額を記載した「税額通知・納入書」を事業主の方へ送付します。	5月中旬
4	事業主の方から従業員の方へ税額通知の配付 事業主の方から、従業員の方に税額通知(個人用) を渡していただきます。	5月31日 まで
<b>(5)</b>	給与から個人住民税を天引き 事業主の方は、税額通知(事業主用)を基に、毎月 従業員の方に支払う給与から個人住民税を天引き、 差し引き後の給与を従業員の方に支給します。	6月~ 翌年5月 (毎月)
6	個人住民税の納入 給与から天引きした個人住民税は、翌月 10 日まで に金融機関等で納入していただきます。	給与天引きした 月の翌月10日 まで(毎月)

<sup>\*</sup>右図の番号は表の番号に対応しています。

#### 2 決定通知書の見方

5月中旬に各従業員の税額を記載した「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」を送付します。 退職等により天引きができない方、天引きの対象となる従業員が抜けている場合には、すぐにご連絡ください。





#### 3 納入

天引きした翌月の10日までに納入してください。10日が休日の場合は、翌営業日が期限となります。 納入を年2回にまとめて払う「納期の特例」制度があります。詳しくは、税務課までお問合せください。

#### ≪納入場所≫

館山市役所 ・ 千葉銀行 ・ 千葉興業銀行 ・ 京葉銀行 ・ 館山信用金庫 ・ 君津信用組合中央労働金庫 ・ 安房農業協同組合 ・ 千葉県内に所在する東日本信用漁業協同組合連合会

- \*上記以外の金融機関では、手数料が掛かる場合があります。
- \*関東各県、山梨県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、「指定通知書」に必要事項を記入し、 郵便局で手続きをしてください。

#### 4 従業員が退職、休職などにより天引きができなくなる場合

その従業員が1月1日時点で居住していた市町村に「給与所得者異動届出書」を提出してください(P8、9参照)。 次のとおり、異動の時期によって扱いが異なりますのでご注意ください。

- ●6/1~12/31までに退職等をした場合 ⇒ **普通徴収(個人払い)又は一括徴収(まとめて天引き)に切替え** 天引きできなくなる残りの分は、市から本人へ納付書を送付し、本人に納付していただくこととなります。 しかし、これまでは給与から天引きされており、自分で納付する習慣がないために納付を忘れてしまう方もいます。 そのため可能な限り、一括徴収(まとめて天引き)にご協力ください。
- ●1/1~5/31までに退職等をした場合 ⇒ **一括徴収(まとめて天引き)**天引きできなくなる残りの分を、最後のお給料からまとめて天引きしてください。
  ただし、給与額が少なく、一括徴収できない場合には普通徴収(個人払い)に切り替えることができます。
- ●死亡した場合 ⇒ 普通徴収(個人払い)に切替え

死亡後の残りの分は、市から納付書を送付し、相続人の方に納付していただきます。

一括徴収する必要はありません。

#### 5 転勤(転職)があった場合

転勤(転職)先でも継続して天引きを希望する場合には、転勤(転職)先を経由して、「給与所得者異動届出書」を提出してください(P10参照)。

#### 6 新規採用等により天引きする従業員を追加する場合

「特別徴収への切替届出書」に普通徴収(個人払い)で納付済みの期別や給与天引きを開始する月等を記入し提出してください。 なお、普通徴収の納期限が過ぎた分は天引きにできません(P11参照)。

#### 7 異動や税額の変更の通知が届いた場合

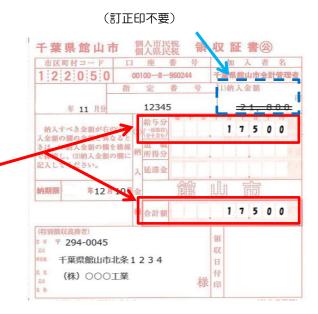
退職等の異動届を提出していただいた場合や、所得や各種控除の変更・修正等があった場合には、市で税額を再度計算し、通知します。 納入の際には、変更後の納入額に修正してください。

例:11月分(12月納入分)の税額が変更になった場合

税額変更通知書(天引き合計額の拡大図)

特力	別徴収	倪额			2	06000	ay:	税	人 [	7	非課	税人員
i	V	人	数	쇔	付	刻	T	人	数	鄉	付	an
Я	6月分		3	- 1	-	2270	012月分		2		- 1	131 00
	7月分		3			2180			2		-	131.00
W	8月分		3	- 1		2180			2			131 00
	9月分		3	- 1		2180			2			131 00
m	10月分		3			2180			2			13100
	11月分		3	- 1		1750	0 月分		2			131 00

納入書に転記



変更前の金額は二重消し

# ≪退職、休職等により普通徴収(個人払い)に切り替える場合の記載例≫

	天引き済の月と天引き記入してください。	この分がになりま	が普通徴収(個人i ます。	払い)分		3. 普通	通徴収を選択
給 <sup>長</sup>	・支払報告 に係る給与 別 徴 収	所得者異動届出書 〒 012-3456	<u>+</u>		年度	1. 現年度特別徴収義務者	
	#A ( )	地 ○○県××市△	.△1-2-3		-	指定番号	34567
館山市長 宛	与別 義 フリン	ガン カブシキガイシャ マル	レバツショウジ			所属	人事課人事労務係
	松 収 <sup>1</sup> 氏名又(	は名称 株式会社 ○×i	商事			担連	○× 花子
○○ 年××月	個人 <sup>†</sup> 又は法 <i>)</i>		1 1 1 1 1 1	1 ←個人番号の記載は 左端を空欄とし右		者先電話	)00-000-0000 内線( 123 )
フリガナ     タテヤマ       氏名     館山一       4     生年月日	······································	(ア) (イ) 特別徴収税額 (年税額) (収済	17.7	異 動 年月日	異『	動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
場所       標本       1月1日       現在の住所       異動後の       住所		140,000 6 8 8 35,600	月から 9 月から 月まで 5 月まで 0 <sub>F</sub> 104,400 <sub>円</sub>	年 8 31 日	1 2. 3. 4. 番号を 記入 6.	退職 転勤 休職・長勤 死亡 支払少額・不定期 合併・解散 その他	1. 特別徴収継続 2. 一括 徴 収 番号を 記入 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指 定 番 号 い者 徴 い者 徴 が マフリガナ た 務 氏名又は名称	Ŧ	した場	普通徴収」を選択 <b>音のみ</b> 記載して				月10日納入期限分)からよう連絡済みです。
2. 一括徴収の場合	1° F10 F01 F2 IT/III	くださ			:/ L ==/1.) L	l	括徴収した税額は、
理 由				徴収予定額 日	(上記(ウ)と同	類)	月分(翌月10日納入期限分)です。
理 由 1 番号を 2.	が ○○年12月31日までで、一括徴 年5月31日までに支払われるべき糸 による退職であるため		収税額(ウ)以下であるため	※市記入欄	,		

【提出先】 〒294-8001 - 館山本北冬1145-1 館山本役所移務書市民税係

## ≪退職、休職等により一括徴収(まとめて天引き)する場合の記載例≫

		天引き済の月と天記入してください		この分が一括領き)する分にな	数収(まとめて) ふります。 -	天引		2.	一括徴	収を選択
	***************************************	合与支払報告 時 別 徴 収 に係	る給与所得る	者異動届出書			年 度		1. 現年度	2. 新年度 3. 両年度
			# July	〒 012−3456					収義務者 番号	34567
館山市長		宛 給 特 義		○○県××市△△1-2-3			整		番号	1
		支務		カブシキガイシャ マルバツ				担連	所属	人事課人事労務係
	○○ 年 ×× .	者、***	氏名又は名称	株式会社 〇×商事	·			当絡者先	氏名	〇× 花子
	00 + ^ .		個人番号 又は法人番号				の記載に当たっては、欄とし右詰めで記載		電話	<b>9</b> 000-000-0000 内線( <u>12</u> 3 <u>)</u>
٨٠.	フリガナ     タテヤー       氏     名       生年月日     〇		特別律	(ア) (イ) 数収税額 徴収済額 税額)	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動年月日	異	動の事	曲	異動後の未徴収 税額の徴収方法
給与所得者	個人番号     2			,000 8 月まで 5 月まで 8 J			年 1 3. 休職・長勤 4. 死 亡 5. 支払少額・不定期 記入 6. 合併・解散 記入 3.		<sub>右から</sub> 2. 一括 徴 収 <sup>番号を</sup>	
1. 新しい勤務先	特別徴収継続の場合 特別徴収義務 指 定 番 号 別 所 在 地 図 フリガナ 義 氏名又は名利	** 「2. 一括徴」 した場合のみ ください。	-	法人番号 担当者 通	岳 氏 名	内板、		徴収L 受;		10日納入期限分)から はう連絡済みです。
2.	括徴収の場合								左記の一指	舌徴収した税額は、
理	番号を	異動が ○○年12月31日まで	で、一括徴収の申出れ	があったため	徵収予定月日	徴収予定	至額(上記(ウ)と「	司額)	9 月	分(翌月10日納入期限分)で
由 /	記入 2. 身	異動が 年1月1日以降で	、特別徴収の継続の	申出がないため	9 月 20 日	10	04,400	円	納入します	
3. 理由	番号を 2.		で、一括徴収の申出れ	がないため 基職手当等の額が未徴収税	額(ウ)以下であるため	<b>■■</b> * † * † * † * † * † † † † † † † † † †	2	_ =	-	

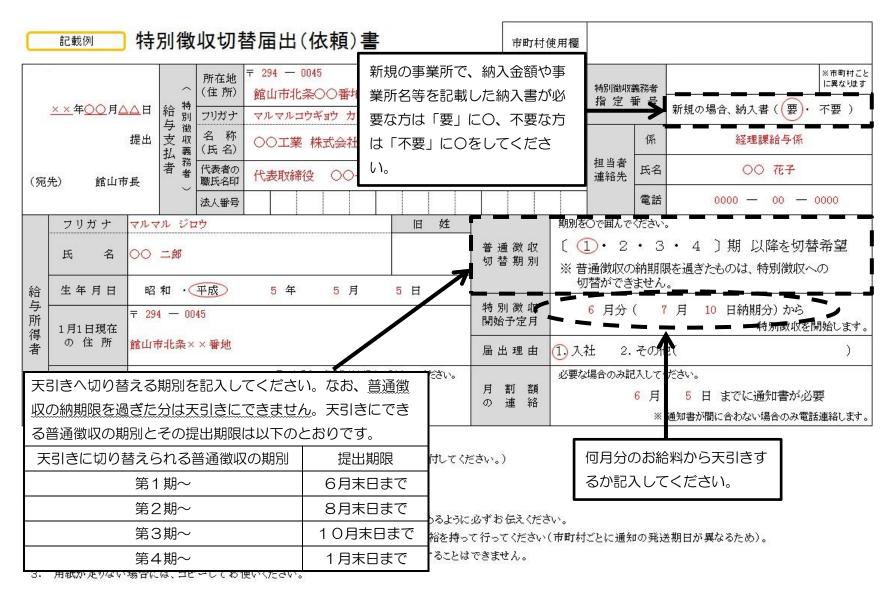
【提出先】〒294-8601 館山市北条1145-1 館山市役所税務課市民税係

## ≪転勤、転職先で給与天引きを継続する場合の記載例≫

	天引き済の月と天引き額を記入してください。	この分が転勤分 天引きする分に		2. 転勤	)を選択 1.	特別徴収継続を選択
**	(d)	<b>与所得者異動届出書</b> 〒 012-3456 在 地	L-2 <b>-</b> 3	年	度 1. 現年度 特別徴収義務者 指定番号 整理番号	2. 新年度 3. 両年度 34567
館山市長 ○○ 年 ××	9 年間		Vogyv I	, ←個人番号の記載に当た	担連	人事 果人事労務係  (× 花子 0(€ 200-0000
フリガナ タテヤ 氏 名 <mark>館山</mark> 生年月日 ○	マ イチロウ 一郎	(イ) 特別徴収税額 (年税額)	1 1 1 1 1 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	1 左端を空欄とし右詰め 異 動 年月日	異動の事由	内線( 123 ) 異動後の未徴収 税額の徴収方法
与 個人番号 2 2       所得 受給者番号 12345       者 1月1日 現在の住所 現在の住所 関連の後の		2 140,000 6 月カ 8 月ま	5 月まで	年 8 月 新 記 31 日	4. 死 亡 5. 支払少額·不定期	1. 特別徵収継続 1. 特別徴収継続 2. 一括 徴 収 番号を 記入 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)
住所 同上 1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務 有 特 番 素	者 76543	所規     法人番号	」	2 2 2 2 2 2 2 総務課	9 月分(翌月	<u>月</u> 割額 <u>11,600</u> 円を 月10日納入期限分)から
の     所     在       地     フリガナ       表     75       た名又は名和	<ul><li>○○県××市△△1-2-3</li><li>マルバツフドウサン カブシキガン</li><li>★ ○×不動産 株式会社</li></ul>	ジャ	A	○× 進 111-111-1111 内線( 222	徴収し、納入する。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載	右から 1 心悪 2 木斑
理 由 番号を	異動が 年12月31日までで、一括 異動が 年1月1日以降で、特別懲	数収の申出があったため 収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額(上		括徴収した税額は、 1分(翌月10日納入期限分)で 続し <b>左</b>
型 由 番号を 2.	異動が 年12月31日までで、一括 年5月31日までに支払われるべき 死亡による退職であるため	敷収の申出がないため 給与又は退職手当等の額が未徴収移	・ (額(ウ)以下であるため	※ 市記 八 欄	選択した場合のみしてください。	

【提出先】 〒294−8601 館山市北条1145−1 館山市役所税務課市民税係

#### ≪新規採用等により天引きする従業員を追加する場合の記載例≫



【提出先】〒294-8601 館山市北条 1145-1 館山市役所税務課市民税係

## ≪事業所の所在地や名称の変更等があった場合の記載例≫

変更した項目のみの記入で構いません。

記載例 特別 以表務者の所在地・名称変更届出書 市町村使用欄	1	
へ 所在地 〒 294-0045 ※届出時点での所在地・名称を記入してくださ (住所) 館山市北条○○番地	い。 特別徴収義務者 指 定 番 号	12345 ※市町村ごと に異なります
××年○○月△△日   拾   持   与   別   名   称   (氏 名)   ○○工業   株式会社	係	経理課給与係
変更前	担当者	〇〇 花子
(宛先) 館山 发史間 大番号	電話	0470 — 11 — 0000
◆ 誤読を避けるため、必ずプリガナを 人してください。 ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出▼要です。	変更年月日	××年○○月△△日
事 項 変 更 前 ( 旧 ) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新)	※ 変更項目のみ記入してください。
フ リ ガ ナ <mark>タテヤマシホウジョウ</mark> タテヤマシホウジ	ョウ	
所 在 地 ▼ 294-0045	22229	
(送 付 先) 館山市北条××番地 館山市北条○○		
フ リ ガ ナ バッバッコウギョウ カブシキガイシャ マルマルコウギョ	ウ カブシキガイシャ	
名 称 <b>■</b> ××工業 株式会社 ○○工業 株式:	会社	
電話番号 0000 - 00 - 0000 (内線 111 ) 0470 - 1	1 — 0000	(内線 123 )
変更理由       1 事務所等移転       2. 送付先変更       3 社名(名称)変更       4. 法人成り       5. 個人事業         (該当番号に〇)       7. 合併による変更【下欄を記入してください。】       8. 分割による変更【下欄を記入してください。】	化 6. 給与事務の統合 ( 9. その他(	下欄を記入してください。】
統 1. 指定番号を新規に取得する。		
** 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。       ・         合       プリガナ		
併 2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。		
※ 別述、紹子所得者共動由山香を必ず提出してください。 分 分 分		
割     ※市町村ごと       後     に異なります		(内線 )
指   3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。		
番     指定番号     ※市町村だとに異なります     業 特別参収券が書       所     指定番号		※市町村ごと に異なります

【提出先】〒294-8601 館山市北条 1145-1 館山市役所税務課市民税係